

「一般廃棄物(生活排水)処理基本計画」改訂の概要 (令和4年3月)

1. 計画策定の背景と目的

鳥取県東部広域行政管理組合と構成市町（1市4町）は、鳥取県東部圏域の良好な水環境を維持していくため、平成28年に令和12年度を目標年度とする「一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」を策定し、基本理念である「生活排水を適正に処理し、きれいな海・川・池を次世代につなぐ」の実現に向け、計画的に各種施策に取り組んできました。

この度、同計画の策定より6ヶ年が経過するにあたり、生活排水処理の現状や課題等を踏まえ、圏域住民・事業者・行政が一体となり、今後も引き続き、計画的な生活排水処理を推進するため、「一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」を策定（改訂）します。

2. 計画の基本理念

生活排水を適正に処理し、きれいな海・川・池を次世代につなぐ

3. 計画期間

令和4年度から令和12年度まで
(平成28年度に策定した当初計画の見直しによるもの)

4. 現状における課題点

- 生活排水未処理世帯の解消
- し尿処理施設の老朽化
- 浄化槽の点検・清掃・法定検査の未実施
- 生活排水処理の適正化

5. 基本理念実現のための基本方針と具体的施策

- 基本方針1 住民・事業者・行政の協働による生活排水処理の推進
 - 住民 水質保全対策、排水処理対応など
 - 事業者 水質保全対策、水質保全美化活動など
 - 行政 生活排水対策の推進、水質の監視・調査、水質保全活動の支援など
- 基本方針2 生活排水処理の促進
 - ・下水道等への接続を促進
 - ・合併処理浄化槽の設置を補助
 - ・浄化槽の保守点検、清掃、法定検査の実施を啓発
- 基本方針3 生活排水処理施設の適正な維持管理
 - ・下水道や集落排水施設の老朽化対策等を実施
 - ・し尿処理施設の適正な維持管理を実施

6. 計画の数値目標

<生活排水処理率>

令和2年度実績
94.1%

令和12年度目標
96.2%

